

## 奈良県警察本部告示第40号

奈良県少年補導に関する条例（平成18年3月奈良県条例第57号）第12条第1項の規定により、少年補導員を委嘱したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年7月2日

奈良県警察本部長 大橋 一夫

少年補導員の氏名及び連絡先

奈良県生駒警察署の管轄区域（2名）

氏名	連絡先
國田洋子	生駒市東松ヶ丘6番20号
中井宏	奈良県生駒警察署生活安全課 0743-74-0110

奈良県桜井警察署の管轄区域（3名）

氏名	連絡先
永田光代	桜井市大字三輪49番地の1
勝井太郎	奈良県桜井警察署生活安全課 0744-46-0110
峯林俊寛	